

令和2年第6回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和2年6月19日（金）午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫（欠）
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

17 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
 - 第38号 菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第39号 菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の制定について
 - 第40号 菊池市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第41号 菊池市営グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第42号 菊池市七城屋内スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第43号 菊池市営ゲートボール場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 第44号 菊池市七城運動公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第45号 菊池市営武道館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第46号 菊池市斑蛇口湖ボート場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第47号 菊池市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第48号 菊池市地域食材交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第49号 菊池市学校施設等長寿命化計画の承認について
- 5. 報告案件
 - 第19号 教育長職務代理者の指名について（学校教育課）
 - 第20号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2020年5月）（学校教育課）
 - 第21号 令和2年度菊池市奨学金奨学生選考結果について（学校教育課）
- 6. その他
- 7. （教育委員会各課からの事務連絡等）
 - ①行事予定について
 - ②次回の教育委員会議（通常） 令和2年7月21日（火）13：30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 こんにちは。雨のほうも峠をやっと越えたかなというところで、一安心しているところですよ。今日の朝は、地域によって随分心配された学校もあったようです。

学校のほうは6月1日に再開いたしました、今、3週間が過ぎたところです。ブランクが長かっただけに、どんな子どもたちの様子か随分心配しておりましたけれども、先日定例の校長会を開いた折に、各学校の困り感等をお尋ねしましたけれども、児童生徒に関しては特に出てまいりませんで、それぞれの学校が工夫をしながらスタートは無事に切ったんだなと実感をしたところでした。この後もう少したってから、学校の様子も実際に見に行き、様子をお知らせしたいと思っていますところですよ。

それでは、ただいまから令和2年第6回菊池市教育委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会議次第に従いまして進めてまいります。

令和2年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、令和2年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和2年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定します。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

別紙プリントに書いておりますので、それを見ていただければと思います。

1番、動静についてでございますが、5月22日から6月19日日本日までのことを書いております。

抜粋してお知らせしますと、5月28日に臨時の教育委員会を開かせていただきました。それに引き続きまして臨時校長会議も開いております。これは、6月1日からの小中学校の再開についてお話し、また、校長会議では細かい点について協議しました。

6月3日、管内の教育長会議がございました。

6月の5日、菊池市の市議会が開会いたしました、来週まで、現在会期中でございます。

以下は省略したいと思います。

2番が、先ほど言いました6月3日にございました管内教育長会議から抜粋しております。

田上所長から、学校再開についてということで、再開へのお礼、教育事務所ではそれぞれ全部の学校の校長室訪問をされておりましたので、そのお礼がありました。、教育事務所としては、学校に寄り添った研修体制の充実を図りたいというふうなお話がございます。

気になる職員についての情報ということで、病気休暇等の職員についての情報が少しありました。

管理職の退職者ということで、令和元年度が校長13人、教頭7人、菊池市内においては校長7人、教頭2人でしたけれども、今年度令和2年度末も、校長の退職者が14名、教頭が1人、菊池市では3人、ゼロ人ということですが、このように管理職の退職が、引き続き今年度も多いという状況です。

それに伴いまして、管理職選考考査がございませうけれども、力のある教頭、中堅の受考をお願いしたいと。昨年度から変わったという点で、県内どこでも赴任できるということが条件でございませうけれども、その中には「子育て等は配慮する」という文言も入っております。ご紹介しておきます。

小森管理主事からは、教育上の諸問題ということで不祥事防止、事故防止の話がありました。特に懲戒処分の方針の一部改訂があつておまして、パワハラとセクハラ、体罰、これが強化されておりますので、その旨の話がありました。

交通事故防止ということと、教職員の健康管理ということで、後日チェックリストあたりも送付予定だという話があつております。

吉本指導課長から話がありましたけれども、主に新型コロナウイルス感染症に係る対応ということでガイドラインが出ておりますので、それに沿った取組をと。人権教育上の配慮ということで、コロナによる偏見や差別等が生じないようにということでお話があつております。

教科用図書選定資料の積極的な活用についてということで、今年度は次年度の中学校の教科書の採択の年ですので、そのような話があつております。これについては、現在、教科書展示会が6月12日から6月25日まであつておまして、菊池市では中央図書館の正面に場所の提供をお願いしており、今現在あつておりますので、お帰りに見ていただければありがたいなというふうに思います。

令和3年度の指導改善研修の実施についてという話があつております。

3ページ以降の概要版の中で具体的な話の内容、ほかの指導主事等の指導、連絡等については、3ページから9ページまでの概要版になっておりますので、見ていただきまして何かお尋ねがあれば、会が終わりましてお尋ね願えたらと思つております。

ページ戻りまして2ページに行きます。

市内の校長会議を先日開きまして、その中で指導連絡事項ということで話をしたことです。安心安全の学校づくりのためにということで、コロナ対応を学校で準備してもらつたけれども、今度はさらに児童生徒の目線でといいますか、朝家を出るときから帰りつくまでの目線で1日の動きを追つてほしいと。その中でさらに対策を加えてほしいという話をしました。当然、この時期ですので熱中症対策も同時に、大雨・集中豪雨対策も一緒にとということで話をしました。

本市独自で心の問診票というのをやっておりますので、子どもたちの学校再開後の様子を詳細に見つめるために、独自のものをやっておりますので、そういうのを活用することが大事ということで話をしております。

学力向上につきましては、これは教育委員会で資料を作りました「6月の授業再開について」という冊子をそれぞれの学校に配っておりますので、これの有効活用をお願いしたところです。

I C Tの活用ですね。随分と充実させてきておりますので、その活用をという話をしました。

人権教育啓発の充実について、不祥事防止について、そのような話を重ねてしたところでございます。

番号の訂正をお願いします。4番、今後の予定ということで、来週からの予定をそこに載せております。見ていただけたらと思いますけども、6月26日来週の金曜日が議会の定例会の閉会ということになります。

6月29、30日で校長の期首面談を予定しております。校長のほうで立てております目標設定状況及び学校の状況あたりを面談によって確認したいというふうに思っております。

7月の6日、管内の教育長会議がありますし、また、教育長、教育審議委員ヒアリングがございます。

7月8日が教育委員辞令交付式、後ほどまたご紹介いたします。

7月21日が7月の定例の教育委員会会議ということになります。

以上、報告をいたします。

ただいまの報告について何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 なし

渡邊教育長 では、ないようですので、教育長の報告については終わります。

続きまして、議事に入ります。

議案第38号、菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

山本課長。

山本生涯学習課長 それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第38号、菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について。菊池市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由といたしまして、4月1日の機構改革及び推進本部内の体制の見直しにより、要綱の一部を改正する必要があるため、この要綱案を提出するものです。

詳細につきましては4ページの新旧対照表にてご説明をいたします。

別表第2中「人権啓発課長・男女共同参画推進課長」を「人権啓発・男女共同参画推進課長」に改めます。また、福祉課長の次に「生活支援課長」を加えることとしておりますが、これは、4月の機構改革に伴う課の統合及び新設によるものです。また、「支所（七城支所長、旭志支所長、泗水支所長）」を削除することとしておりますけれども、これは、各支所長につきましては、別表第1の本部員の中にそれぞれ記載がありますので、重複していることから今回削除を行うものです。

この要綱は告示の日から施行し、改正後の菊池市生涯学習推進本部設置要項の規定は、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑、ご意見はございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第38号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第39号、菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長、どうぞ。

倉原社会体育課長 社会体育課から、議案第39号の菊池市公共施設予約システムの運用等に関する規則の制定についてご説明申し上げます。

6ページになります。

菊池市公共施設予約システムの本格運用開始に伴い、体育施設及び文化施設利用の手続に関する運用等必要な事項を定めるため、規則を制定するものでございます。第1条から第15条までを条文化し、主なものを説明いたします。

まず、第2条の対象施設でありますけれども、(1)から(9)までを制定しております。

次に第3条、利用者登録の申請ということで、この中の第4項の(1)利用者の登録の件数ですけれども、個人を単位とする場合には1人につき1件、団体を単位として利用登録をする場合は、当該団体を代表する者につき1件としております。

第4条以降は登録の決定となっておりますので、決定された登録者の方はID番号のほうで管理したいと思います。

第5条等から利用の制限、登録の変更、登録者の抹消等につきまして、第10条からが条文化しております申込みに関することですが、別表に定めております。その別表が9ページにあります。こちらが申込み期間というふうになっております。

この規則を制定することにより、予約システムを本格運用させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及びご意見はございませんか。
生田委員どうぞ。

生田委員 第2条で9施設あるのですが、これで全てでしょうかということと、3条4項、括弧書きに第2条1号から第12号までとなっているんですけど、これは9号になりますか。この2点お願いします。

渡邊教育長 よろしいですか。
倉原課長。

倉原社会体育課長 まず、第1番目のご質問の、第2条の(1)から(9)までというところでは、体育施設と生涯学習とで管轄している施設というのがあります。総合体育館等に関しましては、今、指定管理を出しておりますので、協議の結果、このシステムの運用ができるようになって、改めてまた要綱の改正が必要になってくるかと思っております。

それと、学校の施設に関しましては、社会体育のほうで夜間解放は行っておりますけども、まだシステムの導入等の協議がまだそこまで進んでおりませんので、今後それを進めていながら、運用が可能になるときにまた要綱を改正したいというふうに考えております。

もう一点は、4項だったでしょうか。

生田委員 4項の1号。括弧書きです。

倉原社会体育課長 申し訳ございません。これは第12ではなくて9です。訂正いたします。

渡邊教育長 よろしいですか。今、説明があったとおりでございます。

ほか、質疑及びご意見ありませんか。

運用開始するごとに改めていくというところでしたかね。ということですのでよろしくお願いいたしますと思っております。

ほかにありますか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第39号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第39号は訂正箇所を修正の上可決することに決定いたします。

続きまして、第40号議案から第48号議案までは、議案に誤りがあったため議案を引き下げさせていただきます。申し訳ございませんでした。

渡邊教育長 続きまして、議案第49号、菊池市学校施設等長寿命化計画の承認についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

富田課長補佐。

富田学校教育課総務課長補佐 本日は課長が欠席しておりますので、私よりご説明をさせていただきます。

議案第49号、菊池市学校施設等長寿命化計画の承認について。菊池市学校施設等長寿命化計画を策定しましたので承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、文部科学省インフラ長寿命化計画及び菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、菊池市学校施設等長寿命化計画を作成しましたので、教育委員会に承認を求める必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、今回、担当が来ておりますので、担当の村上からご説明をしたいと思います。

渡邊教育長 どうぞ。

村上参事 学校教育課の村上です。私のほうでこちらの別紙にあります菊池市学校施設等長寿命化計画を説明させていただきたいと思っております。

初めに2ページをご覧ください。

今回、策定に当たっての目的を掲載しております。本計画は、2017年3月に策定された菊池市公共施設等総合管理計画に基づき、戦略的な維持管理、更新等を推進するため、学校施設の現地調査等を踏まえて現状の評価を行い、その結果とライフサイクルコスト、保全優先度を勘案して、今後の維持・保全の方向性を検討し、実際の整備内容や時期、費用等の具体的な長寿命化を策定することを目的としております。

続いて43ページをご覧ください。

こちらは実際に現地調査を行った結果の一覧になります。目視による評価、屋上、外壁、内壁等、それに経過年数を勘案しまして、劣化状況の評価を行っております。各学校の棟ごとに評価を行っております。一番右のほうに健全度

100点満点と書いておりますが、こちらは点数の高いほうが健全であるということを表しております。

1番の隈府小学校の屋内運動場でいいますと、体育館のことになりますが、健全度は53点ということになっております。右側に構造躯体の健全性ということで、資産上の区分は改築という形になっております。改築というのは、次回の更新時は建て直しが妥当であろうという評価になっております。こちらは耐震診断報告の結果も勘案しながら点数を入れさせていただいております。

実際の現場の学校の状況を49ページ以降に載せております。A評価からD評価ということで、A評価が一番健全であるということで、D評価は、劣化が著しく進んでいるというところになります。

そちらの劣化状況を踏まえながら、改修の基本的な方針というところで、70ページをご覧くださいと思います。

学校長寿命化の方針としまして、真ん中とその下の図面をご覧ください非常に分かりやすいのですが、こちらは40年となっておりますけど、40年から50年で改築するのが一般的に望ましい工法になっておりまして、80年間で2回の建て直しが出てくるようなのが、今までの校舎の改修のイメージとなっております。その間に大規模改修を何回か繰り返して、80年で2回建てるとなっています。

下のほうが、今回の長寿命化のイメージで、建てて80年、コンクリートの建物を長寿命化して、建てる回数を一つ減らして、真ん中の40年目に長寿命化改修、改築の6割程度とありますが、これを行うことで改修の費用を抑えるということを目的としております。

次に、82ページをご覧ください。

82ページの下グラフをご覧ください。こちらが、もともとの長寿命化計画をする前の50年程度で改築した場合の試算になります。今後40年間で、グラフの右上に赤い四角で囲ってあるんですけども、40年間の総額で376億円程度改築・改修にかかる見込みとなっております。

続いて85ページをご覧ください。

85ページの下グラフが、長寿命化改修を行うことで改築の回数を減らし、さらには現状の劣化度により優先順位等を勘案して平準化を図った場合、40年間で338億円の建設費用を抑えることができます。それでも338億円程度は見込みとなっております。

具体的にどういうふうな感じになるかというのが、この40年間の施設が15個分だとグラフが載せ切れませんので、10年間の計画を86ページに掲載しております。

上の改築事業というのは建て直しです。真ん中の紫の長寿命化が40年目に行ったほうが良いと言われる長寿命化改修、緑の大規模改造が15年から20年程度に行った場合、改修となっております。

今年度、泗水中学校をはじめ、七城小学校、隈府小学校の体育館、続いては南中学校、東小学校というふうな診断結果の健全度に基づいての10か年の計

画になります。ただし、こちらにつきましては、当然財政措置等も必要になってきますので、そちらのほうとも協議した上で予算化を進めていくことになっていきます。

87ページの右下に記載しているのですが、こちらはあくまでも?体施設の長寿命化を図っている工事になりますので、それ以外の長寿命化とはまた別の部分の、トイレの洋式化だったり、エレベーターの設置、特別支援学級の整備、ICT機器の整備なんかはまた別途必要な工事ということもありますので、そちらのほうはこの計画とは別途必要になってくると考えております。

駆け足になってしまいましたけど、以上が菊池市教育委員会としての長寿命化計画の説明になります。以上です。

渡邊教育長 ただいま説明がございましたけども、質疑及びご意見はございませんか。すこし膨大な資料で恐縮ではございます。
どうぞ。

村上参事 すみません、付け加え忘れました。10か年の計画を掲載しておりますが、こちらは先ほども言いましたように、予算等により事業の計画を変更する場合がありますので、適宜見直しをしていって、健全な状態を維持したいというふうに考えております。
以上です。

渡邊教育長 非常に長期に及ぶ計画だけでも、その都度見直すということですかね。
質疑、ご意見ございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第49号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたします。
それでは、これより報告案件に入ります。
まず、19号に入ります前に、現在開催中の令和2年第2回定例会におきまして、市長から本委員であります森智保美委員を教育委員に任命するための議案を上程しまして、議会の同意が得られたところでございます。森委員におかれましては、7月8日に辞令交付式が予定されておりますので、ご報告をしたいというふうに思います。

森教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

渡邊教育長 それでは、これより報告案件に入ります。
報告第19号、教育長職務代理者の指名についての説明を事務局よりお願いいたします。
富田課長補佐。

富田学校教育課総務課長補佐 それでは、報告資料の2ページをご覧ください。
こちらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律を抜粋させていただいております。この第13条の第2項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」という規定がございます。
続きまして3ページをご覧ください。
こちらは、菊池市教育長職務代理者の指定に関する規則を掲載しております。そして、この第2条を見ていただきたいのですが、「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する教育委員会の委員がその職務を代理する。」という規定がございます。この規定に伴いまして、教育長職務代理者の指名を行うものでございます。
以上、説明を終わります。

渡邊教育長 それでは、今説明がありましたとおりです。報告第19号、教育長職務代理者の指名について、私から指名いたします。
菊池市教育委員教育長職務代理者に森智保美様を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

森教育長職務代理者 よろしく願いします。

渡邊教育長 それでは、森委員のほうに教育長職務代理者としてご挨拶を一言お願いいたします。

森教育長職務代理者 失礼いたします。まず、4年間あっという間というか、ほんとうに皆さんのおかげで無事仕事できたことにほっとしておりまして、やっとこれで終わりかなと思いましたのですけれども、ちょうど3月ぐらいからコロナウイルスの影響で、学校現場、家庭、地域など、思いがけない、予想もつかない緊急事態になっており、自分も教育関係者でしたので、非常に心が痛んでどうしたらいいんだろうと考えておりました。

教育委員も終わりかなと思っておりましたけれども、そういうときにちょうど渡邊教育長、市長様から再度尽力していただきたいと声をかけていただきまして、私はほんとうに微力で、この4年間何をしてきたのか分からないような状態だったので、これから先、こういう時代ですので、さらに学校現場または地域の中で、少しでも教育という視点から、微力ですがお手伝いが

できたらいいなということで、さらにお受けしたところでございます。ほんとうに力はありませんけれども、皆様のご協力、ご指導によりまして、またこれから4年間頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。お世話になります。

さらに代理者ということで、この文字を読むと、私はこれは絶対できないと思いつながら、経験からいきまして私が一番長いようですので、代表ということで皆さんをまとめて、一緒に協力していただきたいと思っております。改めてよろしくお願いたします。お世話になります。

渡邊教育長 ありがとうございます。森教育長職務代理者につきましては、今のお言葉があったとおりですが、引き続き大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告第20号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況についての説明を事務局よりお願いたします。

長尾指導主事。

長尾指導主事 それでは報告を致しますので、お手元のいじめ、不登校の報告案件資料をご覧ください。座ったまま報告させていただきます。

資料は5ページになります。

最初に1段目のグラフですが、小中学校別の不登校児童生徒数を示しております。新型コロナウイルスによって、5月臨時休業でしたので、不登校の児童生徒はゼロということになっております。

2段目、3段目のグラフはいじめの報告についてですが、これについても小中学校ともにゼロとなっております。

4段目のグラフですが、適応指導教室の通級数です。4月の通級の数はゼロとなっておりますが、5月は分散登校等に伴い、6名の通級がありました。

続いて6ページからは、適応指導教室の利用状況です。

菊池教室相談件数6件、七城教室相談件数9件、旭志教室相談件数8件、泗水教室相談件数20件となっております。

7ページに4教室の合計相談件数を載せております。

5月合計相談件数は43件で、生活リズム、生活の乱れについての相談件数が多く寄せられています。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための臨時休業で、生活リズムが崩れた児童生徒を心配する相談が、4月に引き続き上がっている状況となっております。

続きまして、資料の2段目からは、心の教室相談室の相談状況のグラフを載せています。五つの相談室の合計相談件数は13件です。

菊池南中学校配置の心の教室相談員が5月に決定しましたので、6月から勤務をしていただいたということになっております。

3段目のグラフは、菊池のスクールソーシャルワーカーの対応相談件数となっております。5月は19件の相談が寄せられています。

4段目のグラフは、学校支援コーディネーターの対応・相談件数で、39件の対応となっております。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告に質疑及びご意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは続いて報告第21号、令和2年度菊池市奨学金奨学生選考結果についての説明を事務局よりお願いします。

富田課長補佐。

富田学校教育課総務課長補佐 それでは、別紙でお配りしております令和2年度菊池市奨学金奨学生選考結果一覧というカラー刷りの1枚紙を見ていただきたいと思えます。

報告第21号、令和2年度菊池市奨学金奨学生の決定について。

菊池市の奨学金につきましては、ここに書いてあります菊池市奨学金と振興基金の2本の奨学金がございます。菊池市奨学資金貸付者の認定につきましては、条例に基づき選考委員会を設置することとしております。本日10時に開催したところでございます。

選考委員につきましては、市内小学校の校長会の代表、教育委員の代表として渡邊委員のほうに参加していただいております。それと市の福祉事務所長、そして、教育長の4名の委員により組織され、本年申請された方々の選考、審査を行ったところでございます。

この奨学金貸付け決定の判定基準といたしましては、選考委員会内部での内規がございまして、経済的理由で就学が困難な者として、生活保護基準額の2.0以下と定めをしております。また、教育振興基金の選考者は、生活保護基準額の2.5までということで決定をしたところでございます。

ここで、お手元に配付しております菊池市奨学金奨学生選考結果一覧表をご覧ください。

本年度の申請・申込み者数は、公立高校1名、私立高校1名、私立専門学校2名、国公立大学2名、私立大学4名の合計10名でございました。先ほど申し上げました奨学金貸付け等の選考基準で判断しますと、専門学校ナンバー3、私立大学ナンバー8と10は、2.0の基準を超えているため、今回は否認定と決定したところでございます。

また、奨学生以外に、教育振興基金の選考基準で判断しますと、私立専門学校ナンバー8、ナンバー10の方は、2.01から2.5以内の基準を超えているため、否認定と決定を致したところでございます。

よって、一覧表の下に記載してあります菊池市奨学資金認定者は、公立高校1名、私立高校1名、専門学校1名、国公立大学2名、私立大学2名の合計7名となります。

次に、教育振興基金対象者は、専門学校1名となり、否認定は2名と決定しております。

以上が、今年度菊池市奨学生奨学資金選考委員会の結果としてご報告のほう申し上げます。

なお、お手元に配付しております選考結果一覧表は個人情報等を含みますので、会議終了後に回収させていただきたいと思います。

以上です。

渡邊教育長 今日選考委員会が開催され、今報告がございましたとおりですけども、質疑及びご意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、その他に入ります。

事務局のから何かありますか。

それでは、事務局からもないということでございますので、本日の委員会はこれで閉会いたします。大変ありがとうございました。お世話になりました。

それでは、引き続き令和2年第6回菊池市教育委員会を開会いたします。

それでは議事に入ります前に、次に審議いただく議案第37号、菊池市会計年度任用職員の懲戒処分につきましては、被害者の保護者より情報公開を希望しない旨の要望がっておりますので、秘密会として開催したいと思いますが、よろしいかを伺います。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 それでは、この会を秘密会とします。

この提案につきましては、菊池市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により秘密会とし、第15条の規定により会議録は公開しないことに賛成する方は挙手をお願いいたします。

委員一同 賛成者挙手

渡邊教育長 ありがとうございました。

全員賛成により、次の議案につきましては秘密会として開催します。